

○情報化施工技術の活用を工事の総合評価落札方式において評価する取組について（試行）

平成31年 3月13日 30農振第3357号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

国営土地改良事業等の工事の実施にあたっては、「情報化施工技術を活用した工事の試行について」（平成29年 3月13日付け農振第2016号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）により「情報化施工技術の活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、情報化施工技術の円滑な適用、普及の促進を行ってきたところである。

こうした中で、建設業における働き方改革及びICTの活用等による生産性の一層の向上を図る観点から、建設企業によるICT活用の計画に対して工事の総合評価落札方式において加点措置する取組を下記により試行することとしたので、適切に実施願いたい。

記

1. 試行の対象

ガイドラインに定める工種及び施工規模以上で、受注者希望型を適用する工事において試行するものとする。

2. 評価項目及び評価基準

「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年 3月31日付け19農振第2225号農村振興局通知。以下「局長通知」という。）において定める企業評価に以下の項目を追加して評価するものとする。

評価項目		評価基準	評価点
企業評価	情報化施工技術の活用	当該工事において、UAVを用いた出来形管理技術、TLSを用いた出来形管理技術、MC/MGガイダンスによるICT建設機械施工技術のいずれかを活用	1点

3. 評価方法等

以下の内容に留意し、入札説明書等にその旨を明示するものとする。

- (1) 競争参加資格確認資料の申請時において、情報化施工技術を活用する意思、活用する技術の種類、適用する工種及び作業内容等の記載を求めるものとする。

- (2) 総合評価落札方式において、情報化施工技術を活用する旨の技術提案（簡易な施工計画を含む。）があった場合は、その提案について評価対象から外すものとする。
- (3) 受注者が活用する旨の申請をしたにもかかわらず、受注者の責により履行されなかったと判断された場合は、工事成績評定から3点を減点するものとする。

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。